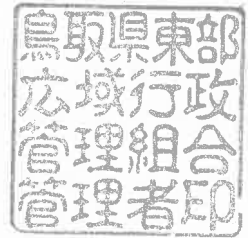




発福第327号
令和3年8月27日

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会 会長 星川 淑子 様

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦



一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の改訂について (諮問)

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号)第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の改訂について

2 諮問理由

本計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間を計画期間とする中、策定より5年を経過したことから、国の計画策定指針を踏まえ、計画の見直しを行うため。

